

平成 22 年 7 月 14 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 一粒のたねといたします。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置きます。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 自然環境を守り、福祉・高齢者の政策の推進に寄与します。

- (1) 自然環境を守ることは、経済的発展を求める価値観から離れ地球の一部・自然の一員であると私たちの立ち位置を定め大地・大気・海・河川など環境破壊をなくすために自分たちに何ができるか、足元から出来ることを具体化し、次につなげるネットワークを構築します。
- (2) 高齢者の生活習慣に基づきそれを維持しながら精神的活性化を図り、健やかな精神的自立に寄与します。
- (3) 障害者自立支援法に基づき、福祉施設の知的・身体障害者に対して社会の一員として自立するために障害者授産活動・生活支援・就労支援を行い、精神的にたおやかに健やかに、いろいろな分野に参加できるよう寄与します。

(事業)

第 4 条 当法人は前条の目的を達成するために次の事業を行います。

この法人は、第 3 条の目的を達成するため会員との情報交換を行い、自主的な共同業化をすすめ、いろいろな分野との交流研究会を行います。

- (1) 自然環境を守るため、有識者の知識を広く吸収するための研究会を実施。
- (2) 化学薬品を含まない次亜塩素酸水の製造・販売
- (3) 全国福祉施設の自主製造製品の販売ルートを確立
- (4) 障害者授産施設の支援
障害者のいろいろな可能性を引き出しながら、能力の開発と共にそれに見合う仕事の提供
- (5) 重度心身障害児親の会との交流・支援
重度心身障害児の親の高齢化に伴い後見人制度の悩みを皆で考える交流の場をつくり、請願等の支援活動
- (6) 高齢者サークル活動の支援
高齢者同士少人数でも立ち寄れる場所ガレージの一角でも俳句の好きな人、昔の料理の話、高齢者が場所の提供をしてもいいし、そんなスタイル（ぷらっと、ほ一む）をつくる支援活動
- (7) 機関紙発行・配布の広報活動
- (8) その他、当法人の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員及び社員

(会員及び社員)

第5条

- (1) この法人の趣旨に賛同する個人・企業は業種にかかわらず会員になることができます。
- (2) この法人は、会員の中から選出された代議員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とします。
- (3) 会員は代議員によって行使される社員（代議員）総会の決議案を除き法人に規定された社員（代議員）の権利を、社員（代議員）と同様にこの法人に対して行使することができます。

(代議員)

第6条

- (1) 代議員の定数は3名とします。
- (2) 代議員は会員で構成される総会で選任します。
- (3) 代議員の任期は、選任された日から翌事業年度の総会の終結までとし、再任を妨げません。
- (4) 代議員は会員の資格を喪失した時には、その地位を失います。
- (5) 代議員が欠けた時には、総会を開催し欠員を補充することができます。この場合の代議員の任期は、前任者の残存期間とします。

(入会)

第7条 この法人に入会を希望する者は、会費をそえて申し込み、総会の承認を得るものとします。

第8条

(会員種別と会費) 年会費/円

- (1) A会員個人 有識者・学生・社会福祉の方 (3,000/年)
- (2) B会員個人 B会員以外の方 (8,000/年)
- (3) 企業・団体会員 (15,000/年)
- (4) 企業・団体賛助会員 (10,000/年)
- (5) 寄付金 1口 5,000円より

会費には分担金代、機関紙代、郵便代が含まれます。

(会員の退会等)

第9条

- (1) 会員が退会を希望する場合は代議員総会に対し退会の申し出をし、任意に退会することができます。
- (2) 会員が著しく当法人の規律を乱したり、名誉を汚すような言動を行ったときは、代議員総会の決議により退会していただくこともあります。
- (3) 会員がたびたびの請求にかかわらず、会費を1年間滞納した時は会員資格を喪失するものとします。
- (4) 前3項の場合は当年分までに会費を納入し、すでに納入した、入会金前納会費は返戻しません。

(運営)

第10条 この法人は社会福祉に理解と協力を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわらず平等・民主的な運営を大切にします。

第11条 この法人は目的を達成するために全てに政党・官僚とわけへだてのない関係を築きます。会員個人の思想信条の自由を保障し、特定の政党と特別な関係を持ちません。

第4章機関

(社員(代議員)総会)

第12条

- (1) 社員(代議員)総会は決定機関です。①活動の総括 ②活動方針の決定
③決算・予算の承認 ④定款の変更 ⑤理事の選任、解任、⑥解散
⑦その他法令・定款で定めた事項を決議します。
- (2) 総会は、議決権数の3分の2以上の出席(委任状を含む)で成立します。
議決権は、社員(代議員)1名につき1個とします。決議は全員一致をめざし、出席者の3分の2以上の賛成によるものとします。
但し、本項に、法令の別段の定めがあるときを除きます。
- (3) 定時総会は毎事業年度終了後2カ月以内に年1回開催します。
臨時総会は必要がある場合開催します。総社員の議決権の3分の1以上の議決権を有する社員は、社員総会の目的である事項と招集の理由を示して、社員総会の収集を請求することができます。

(社員(代議員)総会議事録)

第13条 社員(代議員)総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成します。

第5章役員

(役員)

第14条 この法人に次の役員を置きます。

- (1) 理事は法令及び定款に定めるところにより、この法人の業務を執行します。
理事は会員より選任しますが、必要あるときは会員以外からも選任できるものとします。
- (2) 理事は、会務の全般を統括し、内外にこの法人を代表します。
- (3) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告をつくります。
監事は、社員(代議員)総会において会員から1名選任します。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員(代議員)総会の終結の時までとし、再任を妨げません。

(事務局)

第16条 この法人は、運営を円滑に行うため事務局を設け、事務局員を置きます。
事務局員の任免・待遇は社員(代議員)総会が決定します。

第6章会計及び資産

(財政・基金)

第17条

- (1) この法人の財政は、入会金・会費・寄付金・その他の収入で運営する。
- (2) この法人の基金を引き受ける者の募集をすることができます。
- (3) 拠出された基金はこの法人が解散するときまで返還しません。
- (4) 社員（代議員）総会において基金の返還について決議した後の返還に関する具体的事項については理事が決定します。

(事業年度)

第18条 この法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

(余剰金の分配の禁止)

第19条 この法人は、余剰金を分配することができません。

第7章定款の変更及び解散・残余財産の帰属

(定款の変更)

第20条 この定款の変更は、社員（代議員）総会の決議を必要とします。

(解散)

第21条 この法人は、社員（代議員）総会の議決その他法令で定められた事由により解散します。

(残余財産の帰属)

第22条 この法人が解散した時に残存する財産は、類似の目的をもつ一般社団法人に譲渡するものとします。

第8章 公告の方法

(公告)

第23条 この法人の公告は電子公告により行います。
但しやむおえない事由により電子公告により出来ない場合は、
官報に掲載する方法により行います。

第8章附則

(最初の事業年度)

第24条 この法人の最初の事業年度は、法人設立の日から平成23年3月31日までとします。

(法令の準拠)

第25条 この定款に定めのない事項は、すべて「一般社団法人及び
一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めによるものとします。

(設立時社員の住所及び氏名)

東京都世田谷区砧6-34-4 池部 慎子
安西 智子